
<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/UKe 5

[05/03/1997; High Court (England); First Instance]

Re O. (Child Abduction: Custody Rights) [1997] 2 FLR 702, [1997] Fam Law 781

Reproduced with the express permission of the Royal Courts of Justice.

高等法院 家庭部

中央裁判所施設

1997年3月5日

Cazalet J 判事

O に関する事案

祖父母の代理人 **Henry Setright** 弁護士

母親とそのパートナーの代理人 **Paul Hollow** 弁護士

Cazalet J 判事

当職に対して申請が提出されており、ハーグ条約、ヨーロッパ監護権条約、固有管轄権に基づく申立である。それらは現在4才と6ヶ月で1992年5月24日に誕生した子、Jに関する申立である。

第一及び第二原告は、ARと彼女の夫CRである。第一被告はSK、第二被告はCCである。第一原告はJの母方の祖母である。第二原告はJの母方の継祖父である。(継祖父はJの実の祖父ではないが、この原告らを「祖父母」と呼ぶことにする。祖母は46歳、祖父は49歳である。)

第一被告はJの母親で、30歳である。第二被告は母親の恋人またはパートナーで、40歳である。Jは現在、母親と第二被告とピーターバラで同居している。3人は1996年12月16日にドイツからイギリスへ移住している。

それぞれの申立は、祖父母がJのドイツへの即刻返還を求めたものである。

当職は、背景について手短かに説明する。祖父母と母親はドイツ国籍で、ずっとドイツに居住していた。Jもドイツ国籍で、1996年12月16日母親により、イギリスへ移住するまで、ドイツに居住していた。第二被告は英国籍で、過去にピーターバラ地域に居

住していた。1993～4年ごろから、第二被告と母親の関係が続いており、ドイツに居住していた。第二被告は母親とJと共に1996年12月16日、イギリスへ帰国している。

当職に、祖母、母親、及び第二被告による詳しい内容を含む陳述書が提出されている。合わせて、提出された、その他の様々な文書は必要に応じて参考にとすることとする。

母親は1990年6月5日にTOと結婚した（おそらく都合を考慮した結婚）。よってOの名が、Jの姓になっている。Jは1992年5月24日に誕生した。Jの父親がRS氏ということは事実であるということと認められる。RS氏はJとわずかな時間しか過ごしておらず、この訴訟とは何ら関係ない。それに最近では、Jとの関わりは一切ない。

1993年頃母親は第二被告と出会い、二人の関係が始まった。1995年8月、住宅問題を抱えていた。そして直接関係のない理由で、住んでいた家を失う。本案件での母親の主張によれば、第二被告は男性専用ホステルへ移り、母親自身は行くあてがなかったため、Jを連れて祖父母の家へ移住した。

母親はこの状況は一時的なもので（1997年1月8日の母親の陳述書、パラグラフ9以降を参照）、祖父母宅へ戻った目的は、第二被告と生計を立て直し、住宅問題を解決して、再びJと暮らすための猶予期間を得ることだったと述べている。しかし、1995年10月、母親は、祖母と大喧嘩をしたと述べている。母親がJの養育／世話をしっかりできないということ、第二被告は「よくない」という祖母の主張があった。状況は一段と激しさを増した。本案件で母親は、結果、祖父母が自分を家から追い出したと主張している。どこへも行くあてがなかったため、Jを祖父母のもとへ置いていくしかなかった。母親は、その頃点々としていた複数の住所の証拠を提出している。母親と第二被告は1996年2月頃、関係を再開した。母親は、その頃の居住場所は、Jを引き取り同居するにはJは幼すぎたと述べている。

母親は、祖父母を介して、Jと連絡を取ることが困難な時期があったと述べている。1996年5月、交通事故があった。母親とJにけがはなかったが、第二被告はひどいけがを負った。入院し、退院したときには仕事復帰が不可能な状態になっていた。それが原因で、3人が住む家を探すための必要な資金もなく、Jはそのまま祖父母と一緒に同居することになった。1996年9月、母親と第二被告は、機会をみてイギリスへ移住し、新しい生活を始めるよう決心した。その後第二被告は、彼らの所持品を持って時折イギリスへ戻った。それは、Jと一緒に同居できる家を探すことを視野に入れてのことだった。

1997年1月の陳述書で、祖母は、娘との考えに違いがあったことを明らかにしている。パラグラフ7において、祖母は、娘と感情的に何度もぶつかりあったと述べている。祖母は、1995年8月、母親が祖父母宅を訪れ、第二被告と破局し、新しい生活を始めたので、Jと一緒に戻ってもいいか聞かれたと述べている。祖母は喜び、それが母親の望んでいることだと、心から信じていたと述べている。そのときは、短期間であれば、Jの養育の責任を快く引き受けようと思ったと述べている。祖母は「それが母親の

意図ではなかったということがわかるのにそう時間はかからなかった」と続けて述べている。

祖母は、母親がJに対し何の関心も示そうとせず、実際、第二被告と母親二人だけの生活をしていたと述べている。Jは完全に祖父母が面倒を見ることになった。母親と第二被告二人の喧嘩の後の1995年10月から、祖母がJの養育の責任を全て引き受けることになったと述べている。祖母は、それ以前にも、Jを祖父母宅で長期間引き取ることがあったと供述している。祖母の陳述書のパラグラフ8において、これらの詳細が記載されている。1993年、Jが16～18週間程度祖父母宅に滞在、1994年に23～25週間、そして1995年の初期にかなり長期間滞在し、1995年8月には、Jが祖父母宅で暮らすようになったと記述している。祖母は、パラグラフ9で、母親のJに対する養育に関して、大変深刻な懸念があると述べている。

当職に、母親の事実認定をする権利はない。当職は証人席から証言を聴取していない。よって、この件に関して、当職が事実を認定することはできない。しかしながら、当職は、Jに対する母親の養育に、祖母が深刻な懸念を持っていることを記述する。祖母は、Jが母親と会った後に、お腹を空かせ、不衛生な状態になり、疲労困憊した状態で戻され、危険な状態に置かれていたという、数多くの不服を訴えている。祖母は母親の薬物関与を心配していた。母親が運転できる健全な状態ではなかったため、また、母親の車は運転ができるような状態ではないと考えたため、祖母は一時、母親と連絡を取ることを拒絶していたときがあったと述べている。祖母は、不安にさせられる事が数多くあったと指摘している。

母親は、Jを連れてイギリスへ移住することを祖母に告げたと述べている。1996年10月26日付で、祖父母が、ドイツ家庭裁判所にて、Jに関する監護権の訴訟手続きにとりかかったことは事実ある。この監護権の申立に関して、一度も母親に召喚令状が送達されなかった。祖母の主張では（争点になっている点）、申立が提出されてからおおよそ二日目以降の別の機会に、母親へ申立について告げたとある。しかしながら、この申立には、母親に対する召喚令状の送達に問題があった。母親は、これらの訴状手続きに関する通達はなかったとはっきりと述べている。CCは、1976年11月18日、運転違反により、ドイツにて禁固30日間の処罰を受けたことを認めている。1996年12月14日付で、母親は、一晚週末にJを預かるという祖母の同意を得た。母親はJと接触、Jを1996年12月16日に、祖母のもとへ返還するはずだった。母親は、Jを祖母のもとへ返還せず、連れ去り、第二被告とJと共に、本国へ移住し、今もそこで暮らしている。

祖父母は直ちに行動を起こした。ドイツ家庭裁判所へ戻り、1996年12月18日に一時的監護権命令を獲得した。この命令の複写が訴訟書類4ページにある。その一部に「仮命令によって、母親のJに対する監護権が取消され、AR氏のもとへ返還するように」と記述されている。1997年1月2日、母親に召喚令状が送達された。

祖父母により、ハーグ条約とヨーロッパ監護条約に基づいて、申立が提出された。さらに、1997年1月7日、Jの即刻返還のための固有管轄権に基づく申請を含む申立の許可が祖父母に言い渡された。母親が、Jをドイツから連れ出した時点で、祖父母は、専門家による確かな証拠を入手していた。当職に提出された、1996年12月31日付のKubril医師による診断書の複写によると、そこに記載された幾つかの根拠に基づき、Jが性的虐待を受けていた可能性があるとして Kubril 医師が指摘している。さらに1997年1月5日付けの診断書の、パラグラフ5において、Muller 医師（祖母とJのかかりつけの医師）はこう述べている。「1995年11月ごろから、Jはおそらく性的虐待を受けていると思われる。実際の証拠はないが…」これが正確な訳文とは認められない。さらにこう続けている。「現在Jは、Jに深く関与しており、Jと親密な関係を築いている祖母の監護下になく、性的虐待が今なお続いている恐れがある。」

この医学的証拠を最新のものにするため、1997年1月10日、母親は、Jをノースウェストアングリア地区保険医療局の地域顧問小児科医の Dryberg 医師に会わせた。Jの診察の内容は、Dryberg 医師の診断書に詳しく記載されている。当職が簡潔に説明するならば、Dryberg 医師は、Jは背が高く、体格のよい健康的な少女で、身体的に何も問題はないという見解を示している。性的虐待を受けている可能性があるということに関して、Dryberg 医師は、最後から2番目のパラグラフで以下のように述べている。

「外陰の痛みと会陰癒着は、おそらく、バブルバスの過剰な使用と関連している。母親にバブルバスの使用を止め、普通のお湯に入浴をさせ、Jの体をよく拭き、そして肌荒れ防止クリームを塗るように忠告した。性的虐待の医学的証拠は発見できなかった。（略）外陰の痛みや行動変容は幼児によくある症状で、それらを理由に性的虐待を仮定することは、かなり危険なことだと私は考える。」

母親は、子が性的虐待を受けていること、また、どんな仮定であろうと、第二被告は決して、性的虐待には関わっていないとはっきり否定している。

これらが、当職に提出された証拠である。祖父母が、アドバイザーらを通して、もっと早く、これらの申立審問を行うよう努力したが、法廷の時間不足のために、それが叶わなかったことは事実である。それゆえ、申立は、Jがドイツから連れ去られた2ヶ月半後に、当職に提出された。

ハーグ条約に基づく申立において、条約第3条に従い、監護権が祖父母にあるかどうか意見が対立した。条約に定められた通り、監護権を立証しなければならぬため、祖父母が、監護権を獲得できなかった場合、ハーグ条約に基づく申立は、完全な不履行に終る。被告らの代理人、Hollow 弁護士は、条約第13条に基づく抗弁が、母親に対し認められていないため、条約第3条に定められた通り、祖父母が監護権を獲得したのならば、それに従い、強制返還命令が下されるのは必至であると認めている。しかしながら、同弁護士は、祖父母は、条約第3条に定められた、必要な監護権を立証していないことを強く主張している。条約第3条では、以下のように規定されている。

「子の連れ去り又は留置は、次の場合には不法とする

(a) 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関 f が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

(b) 当該連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

条約第 3 条の最終パラグラフは以下のように記述されている。

「a に規定する監護の権利は、特に、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又は a の規定する国の法令に基づいて法的効果を有する合意により生ずるものとする。」

Hollow 弁護士は、当職に対して **B (A Minor) (Abduction) [1994] 2 FLR 249** 事件で下された控訴院の決定を参考として使用した。この事件は、子が父親と祖母とオーストラリアで同居しており、ウェールズに居住する母親のもとに子を一時的に 6 ヶ月滞在させることに父親が同意した判例である。母親はその後も子を返還しなかった。母親は、1992 年 4 月、子を置いてオーストラリアを出国し、本国へと渡り、1993 年半ば、子は、母親に会うために合意した 6 ヶ月間の滞在のため、オーストラリアを出国。母親は子を返還せず、そして父親と母親は結婚していなかったため、父親に監護権があるかという問題が生じた。父親は母親と未婚だったため、オーストラリアの関連法に基づく監護権は取得していなかった。イギリスの担当裁判所は、その裁判所にハーグ条約に基づく命令を発令する管轄権があるか否か判断しなければならなかった。争点は父親に監護権があるかどうかということだった。260G における、Waite 控訴院裁判官が扱った判例の一部は以下の通りである。

「ハーグ条約の目的は、少なくとも、人道主義的であることである。条約は、両親の不和の影響ですでに苦しんでいる子らが、その親や子にとって、より同情的な法的措置が可能、もしくは、それにより適したであろう場所を見つけるために他国へ移住し、住み慣れた環境から専断的に片親から連れ出される途絶から救うためにある。条約に「監護権」という言葉を適用する場合、条約に最も調和した意味で解釈されなければならない。ほとんどの場合、可能な限り広い意味合いを与えている。」

「監護権」という言葉に広汎な意味合いを含めることは難しいことではない。Donaldson 卿は **C [ie Re C(A Minor) (Abduction) [1989] 1 FLR 403** 事件において、その辞書的定義の広さ、及び Sachs 控訴院裁判官は、373 ページとして添付する **Hewer 対 Bryant [1970] 1 QB 357** 事件において、法的専門用語に反映している「権利の束」の様々な意味に注意を払った。条約のフランス語版で「監護権」の訳語に当る「garde (語句で **droit de garde**)」はまさしくそれと同じ意味を持っている。

「権利」という概念の意味範囲の決定に難しさがある。権利の概念は、弁護士が、立証された権利（法により定められたものや裁判所命令で与えられたもの）とすぐ認識できるものだけに限定されるべきなのか、それとも、正式に保護者又は親として承認も容認もされていない、保護者又は親としての特権を享受している者の未熟権を説明するために、「権利の概念」が条約に適用されるか、裁判所は、それでもなお、子の利益を擁護しようとするか。

これらの問題の答えは、それぞれの事案の状況によると当職は判断する。子の奪取以前に、不服がある親が、裁判所命令の利益又は正式な保護者としての資格を得ずに、親又は保護者としての資格を、国に要請する行為を行使した場合、要請された国は、それぞれの事案が、条約に定められた「監護権」に該当するかどうかを判断する必要がある。一方、（例えば）承認された独身の保護者の過渡的同居者の保護者としての資格と行為は、条約で定めてあるような「権利」としてみなされる可能性が低い。他方、承認された保護者の代わりに、親としての務めを果たしている親近者又友人はその権限を有する。

本件の特殊な事情にこのような方針が適用されたのであれば、判事の回答に対し、当職に反論の余地はない。1993年8月25日にパース空港で子（男児）を見送ったその父親は、子の第一保護者であって、第二保護者である子の母方の祖母と養育の役割を分担している。監護権を承認されている唯一の不在の母親が、最初は黙認していたが、後に（議事録を受け取ることで）明確に合意を承認し解決している事例だ。当職はHolman 弁護士の主張文面において、FCWA を含むすべての裁判所が擁護しなければならない事例だということに同意する。裁判所は少なくとも、母親が（不意に、又は子の福祉を考慮せず）母親の権利を主張して、この状況を侵害することを認めていない。この事例は、条約に基づいた権利として、正当なものとみなされたものであり、許可されていない連れ去りは不当とみなし、条約第3条と第5条に対し不法行為となる。」

Hollow 弁護士は、控訴院裁判官が指摘した、不在の母親が黙認、後に明確に承認した、母親と父親の合意が締結した議事録の261Eの一節を示した。この議事録は、特に252Eにおける判決を指摘している。この議事録のパラグラフ1において、唯一、父親が子の監護権を持つべきであると述べている。同弁護士は、判例が条約第3条に規定されたとおりに、国の法令に基づいた法的効果を有する合意に係る議事録に記載の根拠により監護権が発生したと主張している。

Hollow 弁護士はさらに、C 対 S 事件 (A Minor) (Abduction) [1990] 2 FLR 442) と称する J 事件 (A Minor) (Abduction: Custody Rights) [1990] AC 562) における決定に依拠した。この判例は、両親は未婚で、西オーストラリア州に居住していた。母親と父親は同居していた。母親は子連れ、オーストラリアから本国へ移住した。父親は未婚のため、オーストラリアの関連法に基づく監護権は持っていなかった。父親は、ハーグ条約に基づき子のオーストラリアへの即刻返還命令の申立の申請をイギリスで提出した。しかしその申立は、父親が監護権を持っていないため、裁判所は管轄権を持たず保留と

なった。同弁護士は、裁判所が、父親が子と完全に関わりを持ち、連れ去りの時点まで母親と子と一緒に同居していた場合でも、父親に監護権が発せられなかったこの判例を支持している。

当職は、この判例と本件は異なった状況と考える。特に1995年10月から1996年12月まで、祖父母、主に祖母が子の世話をし、少しの期間を除いて、母親が子の養育をまったくせず、その場からいなくなったことなどからである。しかしながら、J事件においては、父親と同居している時、主に子の世話をしていたのは母親で、それはイギリスへ移住してからも同じように続いていた。

当職はB事件の一節を再検討してみる。Hollow弁護士の主張するように、当職は、裁判所が、その合意を、国の関連法に基づいた厳密な規定第3条に定められた法的効果のある合意とみなしたとは思わない。当職が精読した261Cにおける一節のWaite控訴院裁判官の判決で、特権を享受し、義務を遂行している親に監護権は存在するとして事実を認定しているのは明らかである。また、判事はそれぞれの判例の事実関係の問題であると考えている。Holman弁護士の父親に関する主張文面の259において、実際に父親が、親としての義務を遂行していたこと、そして、それはHolman弁護士が依拠するために求めた事実であると述べている。さらに、Waite控訴院裁判官は判決の中で、Hollow弁護士が当職に認めるよう求めた、判例が規定第3条によって締結した法的合意であるとは留保していない。正式な監護的資格の利益を得ずに、親又は保護者としての義務を遂行しているかどうかという、判事が提案した試金石である。

Hollow弁護士の主張する、母親がJとの交流を維持していたこと、Jを祖父母に一時的に預けたのは、とにかく母親自身の居住場所を探すためだったということを、当職は念頭に置く必要がある。同弁護士は、1996年10月25日、祖父母がドイツの裁判所で申立の申請をしたという事実は、母親が監護権を諦めていないということを確認しており、Jを祖父母と同居させる件に関して、母親と祖父母の間に合意はなかったと強調している。

条約第3条の最終パラグラフの法的効果に限りがあるというHollow弁護士の主張に対し、当職が述べたことに加え、条約第3条は「～とするもの(may)」という言葉を用いられているということ、当職が念頭に置くことは重要である。パラグラフは「aに規定する監護の権利は(中略)法的効果を有する合意に生ずるものとする。」と記述されている。よって、当職の見解は、監護権が条約に記載された特定の状況のみに限定されないものとする。裁判所は、B事件のように(上記記載)、その状況をさら広げて考慮しなければならない。

当職は、Waite控訴院裁判官の判決の一節に従い、(当職はこれが正しいアプローチだと考える。)母親が、Jを祖母と同居させることに同意していたと言えるか、また、祖父母が親としての義務を果たし、親又は保護者としての特権を享受していたか、もしそうであれば、裁判所が子の関する利益を擁護し得る事実であり、それらに合意があったのか、それともそれらが自然に生じた状況かどうか検討するとする。当職は、

Hollow 弁護士が主張したことを念頭に置く。同弁護士は、母親が J と交流があったこと、金銭の余裕がなく、家を失ったという事実、第二被告の交通事故により困難が生じたこと、J が祖父母と同居したのは、一時的なことであり母親は考えていたと強調している。対する祖父母の代理人である Setright 弁護士は、両当事者の行為とやり取りから、そこには合意があったことがはっきり説明できると主張している。また、祖父母には、子、J に対する監護への献身と深い関わりがあったこと、保護者としての義務を遂行し、親又は保護者としての特権を享受していて、それは B 事件での Waite 控訴院裁判官の定義に当てはまるとしている。

Setright 弁護士は、母親が不在中の 14 ヶ月の間、実際に J の養育をしたのは祖父母であり、母親からのある程度の手助けがあった 2 ヶ月間を入れると 16 ヶ月間に及ぶと主張する。J は祖父母宅に身を落ち着かせた。祖父母は、一年以上、J に関する親としての決断を下している。母親が 1996 年 12 月 14 日に J を預かり連れ去るまで、祖父母の J に対する養育は母親にとって課題ではなかった。同弁護士は、祖父母が許可しなかったため、母親が J と連絡を取ることができない時期があったことを強調している。また、祖父母は、母親が留守にしている所在が不明だった期間があったため、J の日常の世話をするだけではなく、J に関わる大事な決断も下していた J の唯一の責任者であったと述べている。これらの状況から、同弁護士は、J が祖父母の元へ置かれていたと考えられるのは明白で、一時的ではなく、長期に渡り、以前から続いていた取り決めだったと主張する。実際に 1996 年 9 月頃、祖父母は J を初めて通ったであろう幼稚園へ入学させている。同弁護士は、祖父母の養育について、それが母親の上記のような策略によりどのように突然、一方的に、秘密裏に終わらされたかについて述べた。この頃、すでに祖父母は、ドイツの裁判所で正式な申請書で監護権の申立の手続きを始めていて、裁判所は本件における責任を占有し、そして、ドイツ家庭裁判所は、1996 年 12 月 16 日の J の連れ去りに対し、祖父母へ仮返還保護命令を言い渡し、直ちに対応した。もちろん、当職は、この申立の手続きに関して、母親が一切通知を受けていなかったということを明確に陳述する必要があることを認める。母親はこの申立に関して何も知らされていなかった。

本件が、J に対する母親の養育能力の問題及び J に最良の福祉が長期に渡り提供される場所について検討すべき事案であることを当職は念頭に置く。

また当職は、どう見ても、本来はドイツ家庭裁判所の事案であると勘案する。口頭弁論の初めに、当職が粗野に述べたように、本件はすべてにおいてドイツとの要素と切り離せない。母親はドイツ人で、祖父母もドイツ人（英語は話せない）、J もドイツ人で、ドイツ語を話すように育てられ、1996 年 12 月中旬までずっとドイツで生活していた。ドイツには、J の福祉に関わる専門家の証言もある。もちろん、そこにはドイツでの J の生活に関する多くの専門家以外の証言もある。

このドイツ側による本件の見方は、1995 年 8 月から 1996 年 12 月まで J が居住していたドイツの家を拠点にし、祖父母と落ち着いて生活をしていたという事実が何ら影響しているものと当職に見受けられる。

Setright 弁護士は、当職に対して、祖父母と母親に合意があったことは両当事者の行為又は両当事者間で交わされたやりとりからもはっきりとわかり、これにより祖父母が完全な監護権を持つべきであるという結果が導かれることを認めるよう求めた。当職は、祖父母と母親の間に合意があったかどうか異存はあるものの、Waite 控訴院裁判官が定義する規定に基づいた監護権を祖父母が持つことに何ら異議はない。当職がすでに詳しく供述した状況からも、祖父母は相当な期間、親としての責任を果たしており、従って、条約第3条に定めた監護権を祖父母に立証できるはずである。

そのような状況から、Hollow 弁護士は、これ以上ハーグ条約をめぐる議論するのは無意味であるとし、条約に従い命令が下されると指摘した。

しかしながら、私が間違っているとすれば、Jをドイツへ即刻返還するため、固有管轄権に依拠した裁判所への召喚命令があるだろう。裁判所による固有管轄権の行使については、子が一方的に常居所地国から本国へと連れ去れた場合、裁判所に迅速に申し立てられれば、即刻返還が子の福祉と利益になるという命令を調査をせずの下せる。そうすれば、口頭弁論が常居所地国で行うことができるからである。救済は任意である。Hollow 弁護士は、ハーグ条約に基づいた、このような権限を裁判所が有していない場合は、当該管轄権は控えめに行使すべきであると強調する。同弁護士はJが本国で落ち着いて生活していると強調している。1997年1月10日、小児科医はJは健康であるとしている。Jはおよそ2ヶ月半の間本国に滞在し、学校にも最近入学し、わずかな英語力でも学校に馴染んで来ているとしている。さらに、同弁護士は、当職は、この幼い少女が今ドイツへ戻り、そしてまた、裁判の実質的審問において、Jは母親と居住すべきという命令で、何日か後に、再び本国へ戻るという状況を、是が非でも避けなければならないことだと主張する。当職は、これら全ての問題を念頭に置いた。また、当職が参照した要因、特に、本事案のドイツ側の見解、すなわち1996年12月まで幼い少女の生活がドイツにて送られていたという要因を当職は念頭に置いた。当職は、その日から2ヶ月半の歳月が経過したことを理解している。それでもやはり、原告らがこの事案の審問が出来るだけ早い日程で執行できるよう最善を尽くし、迅速に法廷を動かした。ドイツ家庭裁判所はすでにこの事案を理解し、命令を発令し、もし、本件がドイツの法廷へ戻れば、速やかに適切な命令が発出されると指摘している。さらに、当職はこの幼い少女が生まれてから1996年12月まで、ドイツを自分の居場所として暮らしていたことを念頭に置く。

これらの状況から、固有管轄権に基づき、当職の権限を行使するよう要請され、当職は、Jをドイツへ直ちに返還し、長い将来の決断をするため、迅速に審問を行うよう命令を下すことは適切であると検討する。Jの福祉は、近日、主な証拠が得られるドイツにて、できるだけ早く決断すべきだというのが、当職の見解である。

当職は、命令を下すにあたり、母親の利益を考慮し、ここに明確にしておきたい。当職は、ドイツ家庭裁判所で競合する監護権をめぐる申立の審理が、ドイツ家庭裁判所でどのような結果になるかということを目論んでいるのではない。実質的な判断は、

裁判所がいつ証言を聴取したかということが重大である。当職は、本日、供述証拠を聴取していない。当職は、実質的な問題はドイツの家庭裁判所で解決するべきであるとする。もちろん、それは協定の問題でもある。当職は、子の福祉を考慮に入れた。当職は、本件は子がほとんどの生活を過ごしてきた土地、ドイツで解決することが望ましいと考える。

従って当職は、争点になっている2つの申立に対し、Jを直ちにドイツへ返還するよう命ず。当職は、ヨーロッパ監護権の申立に対し従事しておらず、よって、この件に関しては命令は下さない。